

平成 30 年 11 月 15 日

各 位

会 社 名 ピクセルカンパニーズ株式会社  
代表者名 代表取締役社長 吉田 弘明  
(コード番号 2743 JASDAQ)  
問合せ先  
役職・氏名 取締役管理本部長 山元 俊  
電 話 03-6731-3414

(開示事項の経過) 当社元子会社代表取締役に対する損害賠償請求の  
判決(勝訴)に関するお知らせ

当社は、平成 29 年 3 月 30 日付「当社元子会社代表取締役に対する損害賠償請求に関するお知らせ」にて公表しました訴訟について、東京地方裁判所より判決の言い渡しがありましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 判決のあった裁判所及び年月日  
東京地方裁判所  
平成 30 年 11 月 14 日
2. 訴訟の経緯  
平成 28 年 12 月 9 日付で公表した、「平成 28 年 12 月期第 2 四半期報告書及び第 3 四半期報告書の訂正に係る調査状況のお知らせ」のとおり、当時の子会社であったルクソニア株式会社（以下「ルクソニア社」といいます。）の太陽光発電事業において、会計処理に誤謬の可能性があることが判明したことから、弁護士・公認会計士・社外監査役を含む社内調査委員会（以下「調査委員会」といいます。）を設置し、事実関係の認定及び発生原因、問題点、その他同種案件の有無に関する調査を実施した結果、平成 29 年 1 月 31 日付にて調査委員会による調査報告の指摘を受け、当社は平成 28 年 12 月期第 2 四半期報告書及び第 3 四半期報告書に記載されている四半期連結財務諸表に含まれる不適切な会計処理を修正し、四半期報告書の訂正報告書を提出いたしました。  
また、当社は、平成 28 年 11 月 22 日付で公表しておりますとおり、ルクソニア社代表取締役松田健太郎氏（以下「松田氏」といいます。）に対して、ルクソニア社の全株式を譲渡しており、株式譲渡の際に松田氏から同社の会計処理に不備がない旨の表明保証を得ておりましたが、前述のとおり、不適切な会計処理が判明したため、松田氏に対して、表明保証違反および取締役の第三者責任を理由として、損害賠償を求める訴えを提起しておりました。
3. 判決の内容  
松田氏に対して、当社へ 2,001 万円の支払いを命じるものとなっております。
4. 今後の見通し  
上記判決は、松田氏の責任を認め、当社の主張する損害の一部につき賠償を命じたものでありますが、判決内容を詳細に精査したうえで今後の対応を検討いたします。なお、本判決について開示すべき事項が発生した場合は、すみやかにお知らせいたします。
5. 業績への影響等  
本訴訟の判決が通期の業績に与える影響はありません。

以上